

表1【建築基準関係規定】※確認申請において適合確認がなされます。確認申請書には届出受付済の写し等を適宜添付してください。

番号	要件・規制事項	法令・地域等	関係機関 (電話番号) ※記入のない市外局番は 0942	担当課
1	・消防設備の設置 ・危険物の製造、貯蔵所、取扱所の設置等	・消防法	・旧久留米市 : 久留米消防署警防課 (38-5161) ・田主丸町 : 浮羽消防署警防課 (0943-72-4193) ・北野町 : 三井消防署警防課 (72-5101) ・三潨町、城島町 : 三潨消防署警防課 (62-2185)	介護保険課
2	・屋外広告物の設置	・屋外広告物法 ・久留米市屋外広告物条例	・都市建設部 都市計画課 景観・屋外チーム (30-9083)	都市計画課
3	・駐車場整備地区内での駐車場附置義務 (特定用途 延床2,000㎡超の場合) (非特定用途 延床3,000㎡超の場合)	・駐車場法 ・久留米市建築物における駐車施設の附置等に関する条例	・都市建設部 建築指導課 審査チーム (30-9089)	建築指導課
4	・駐車場整備地区内での駐輪場附置義務 (百貨店・スーパー等小売店売場面積400㎡超) (銀行の店舗面積500㎡超) (遊技場の店舗面積300㎡超)	・自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律 ・久留米市自転車等の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例	・都市建設部 交通政策課 自転車対策チーム (30-9092)	交通政策課
5	・下水道処理区域内における排水設備設置義務	・下水道法第10条	・上下水道部 給排水設備課 (30-8522)	給排水設備課
6	・浄化槽設置 (下水道処理区域外)	・浄化槽法第3条の2	・城島町 : 城島総合支所 環境建設課 (62-2116) ・その他 : 上下水道部 給排水設備課 (30-8522)	城島総合支所環境建設課 給排水設備課
7	・開発行為の許可・指導要綱 ・市街化区域:1,000㎡以上の開発行為 ・市街化調整区域:開発又は建築行為 ・北野・田主丸・三潨・城島:3,000㎡以上の開発行為 ・北野・田主丸・三潨・城島:1,000㎡以上3,000㎡未満の開発指導要綱による開発行為	・都市計画法 ・久留米市開発行為に関する指導要綱	・都市建設部 建築指導課 開発チーム (30-9343)	建築指導課
8	・都市計画施設等の区域内での建築 (都市計画道路、都市計画公園等)	・都市計画法〔法第53条〕	・都市建設部 都市計画課 都市計画チーム (30-9083)	都市計画課
9	・特別特定建築物の基準適合義務 ・病院、マーケット、ホテル等で2,000㎡以上	・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー新法)	・都市建設部 建築指導課 審査チーム (30-9089)	建築指導課
10	・建築基準法の道路関係 ・建築基準法上の道路判定調査 ・公道の後退道路協議 (※田主丸町・北野町・城島町・三潨町は各総合支所環境建設課) ・私道の法42条2項道路の念書 ・私道の法43条許可通路の承諾通路申請 ・法43条許可申請 (公道、私道共) 等	・建築基準法〔法第42条、法第43条〕	・都市建設部 建築指導課 審査チーム (30-9089) ・田主丸町 : 田主丸総合支所 環境建設課 (0943-72-2156) ・北野町 : 北野総合支所 環境建設課 (78-3696) ・城島町 : 城島総合支所 環境建設課 (62-2116) ・三潨町 : 三潨総合支所 環境建設課 (64-2672)	建築指導課 田主丸総合支所 環境建設課 北野総合支所 環境建設課 城島総合支所 環境建設課 三潨総合支所 環境建設課

表1【建築基準関係規定】※確認申請において適合確認がなされます。確認申請書には届出受付済の写し等を適宜添付してください。

番号	要件・規制事項	法令・地域等	関係機関	担当課
11	・土砂災害特別警戒区域内における建築	・建築基準法施行令第80条の3	・都市建設部 建築指導課 審査チーム(30-9089)	建築指導課
12	・給水装置の構造基準	・水道法第16条	・上下水道部 給排水設備課 給水チーム(30-8522)	給排水設備課
13	・大規模集客施設(床面積の合計が10,000㎡超)の制限 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗 飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所 場外車券売場その他これらに類する用途 ※大規模集客施設制限地区：準工業地域	・建築基準法第49条 ・久留米市特別用途地区建築条例	・都市建設部 建築指導課 審査チーム(30-9089)	建築指導課
14	・産業団地内に建築できる建築物の用途制限 ・藤光産業団地内 ・宮ノ陣新産業団地内 ・久留米広川新産業団地内	・建築基準法第68条の2 ・久留米市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例	・都市建設部 建築指導課 審査チーム(30-9089)	建築指導課

表2【用途・規模等によって協議を要するもの】

番号	要件・規制事項	法令・地域等	関係機関	担当課
1	・商業地域外で高さが20mを超え、かつ 地階を除く階数が7以上の共同住宅	・久留米市建築紛争の予防と調整に関する条例 ・共同住宅建設に関する協議指針	・都市建設部 建築指導課 審査チーム(30-9089)	建築指導課
2	・中高層建築物等を建築する際の近隣住民への 事前説明、届出 ・高さ12mを超える建築物 ・劇場、パチンコ屋、カラオケボックス、ゲームセンター 等の 娯楽施設部分の床面積が100㎡を超える建築物 ・高さ15mを超える携帯電話中継基地局(鉄塔) ・ワンルーム形式集合住宅 (2階以上かつ25㎡以下の住戸数が10戸超)	・久留米市建築紛争の予防と調整に関する条例	・都市建設部 建築指導課 審査チーム(30-9089)	建築指導課
3	・建築物の省エネルギーに関する適合性判定義務 ・工事面積300㎡以上[非住宅建築物] (新築、増改築) ・建築物の省エネルギーに関する届出 ・工事面積300㎡以上[住宅] (新築、増改築)	・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (建築物省エネ法)	・都市建設部 建築指導課 審査チーム(30-9089)	建築指導課

4	<ul style="list-style-type: none"> ・公害防止事前協議 対象外：専用住宅、共同住宅、飲食店以外の店舗、事務所、 寄宿舍、倉庫、車庫 対象：上記以外の建築物 工場、飲食店、調理施設を有する店舗、 整備工場、病院、診療所、調剤薬局、 洗車機を有する建築物、畜舎など 	<ul style="list-style-type: none"> ・公害防止事前協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境部 環境保全課 公害対策チーム (30-9043) 	環境保全課
5	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ31mを超える建築物、工作物 	<ul style="list-style-type: none"> ・電波法（電波伝搬障害防止制度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省 九州総合通信局 無線通信部 陸上課 (096-326-7859) 	介護保険課
6	<ul style="list-style-type: none"> ・特定まちづくり施設新築等の届出 (店舗、診療所、共同住宅、福祉施設、飲食店等の 不特定多数の人が利用する建築物で一定規模以上) 	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡県福祉のまちづくり条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市建設部 建築指導課 審査チーム (30-9089) 	建築指導課
7	<ul style="list-style-type: none"> ・ビル管法による特定建築物 8,000㎡以上：学校 3,000㎡以上：興行場、百貨店、集会場、図書館、 博物館、美術館、遊技場、店舗、 事務所、旅館 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所 衛生対策課 食品・生活衛生チーム (30-9727) 	衛生対策課

表2【用途・規模等によって協議を要するもの】

番号	要件・規制事項	法令・地域等	関係機関	担当課
8	<ul style="list-style-type: none"> ・病院、診療所 あん摩マッサージ指圧師、はり・きゅう師の施術所 柔道整復師の施術所、歯科技工所、衛生検査所 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法等 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所 総務医薬課 医事業事チーム (30-9725) 	総務医薬課
9	<ul style="list-style-type: none"> ・薬局/医療品販売業・毒物劇物販売業等 	<ul style="list-style-type: none"> ・薬事法・毒物及び劇物取締法 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所 総務医薬課 医事業事チーム (30-9725) 	総務医薬課
10	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆浴場 	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆浴場法 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所 衛生対策課 食品・生活衛生チーム (30-9727) 	衛生対策課
11	<ul style="list-style-type: none"> ・映画館、劇場、観覧場 	<ul style="list-style-type: none"> ・興行場法 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所 衛生対策課 食品・生活衛生チーム (30-9727) 	衛生対策課
12	<ul style="list-style-type: none"> ・ホテル、旅館、下宿 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所 衛生対策課 食品・生活衛生チーム (30-9727) 	衛生対策課
13	<ul style="list-style-type: none"> ・集合住宅におけるゴミ集積場の設置(10戸以上の場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ・集合住宅及び団地におけるゴミ集積施設設置要綱 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境部 資源循環推進課 (37-3342) 	資源循環推進課
14	<ul style="list-style-type: none"> ・納骨堂・墓地・火葬場 	<ul style="list-style-type: none"> ・墓地、埋葬等に関する法律 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境部 環境保全課 墓地行政・空き地対策チーム (30-9043) 	環境保全課
15	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物処理施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市建設部 建築指導課 審査チーム (30-9089) 	建築指導課
		<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境部 廃棄物指導課 (30-9148) 	廃棄物指導課
		<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市建設部 都市計画課 都市計画チーム (30-9083) 	都市計画課

表2【用途・規模等によって協議を要するもの】

番号	要件・規制事項	法令・地域等	関係機関	担当課
16	<ul style="list-style-type: none"> ・久留米市景観条例 ・届出対象建築物 <ul style="list-style-type: none"> 自然・田園部（延床500㎡以上または高さ10m以上） 市街地部（延床500㎡以上または高さ12m以上） 京町重点地区（延床10㎡以上） ・届出対象工作物 <ul style="list-style-type: none"> 自然・田園部（高さ10m以上） 市街地部（高さ12m以上） 京町重点地区（高さ10m以上の工作物、高さ2m以上の塀、垣、門、擁壁） ・届出対象開発行為 <ul style="list-style-type: none"> 市街化区域（開発区域面積1,000㎡以上） その他の区域（開発区域面積3,000㎡以上） 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観法 ・久留米市景観条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市建設部 都市計画課 景観・屋外チーム (30-9083) 	都市計画課
17	<ul style="list-style-type: none"> ・ばい煙発生施設届出書 ・一般粉じん発生施設届出書 ・揮発性有機化合物排出施設設置届出書 ・特定粉じん排出等作業実施届出書[アスベスト] 	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法 ・福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境部 環境保全課 公害対策チーム (30-9043) 	環境保全課
18	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染対策法による届出 ・特定有害物質の種類通知申請書 ・一定規模以上の形質変更届出書 	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染対策法 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境部 環境保全課 公害対策チーム (30-9043) 	環境保全課
19	<ul style="list-style-type: none"> 水質汚濁防止法の届出 ・特定施設を設置し、公共用水域へ放流する場合 ・有害物質使用特定施設を設置する場合 ・有害物質貯蔵指定施設を設置する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境部 環境保全課 公害対策チーム (30-9043) 	環境保全課
20	<ul style="list-style-type: none"> 騒音規制法、振動規制法に関する届出 ・該当する機械を使用する建設作業 ・特定施設を設置する事業場 	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音規制法 ・振動規制法 ・福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境部 環境保全課 公害対策チーム (30-9043) 	環境保全課
21	<ul style="list-style-type: none"> ダイオキシン類対策特別措置法の届出 ・特定施設を設置する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン類対策特別措置法 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境部 環境保全課 公害対策チーム (30-9043) 	環境保全課

表3【地域・地区等による届出・許可】

番号	要件・規制事項	法令・地域等	関係機関	担当課
1	<ul style="list-style-type: none"> ・地区計画区域内における建築 ・小森野地区 ・上津・藤光地区 ・大善寺宮本地区 ・松ヶ枝地区 ・櫛原地区 ・宮ノ陣宮瀬・五郎丸地区 ・みづま平地区 ・花畑駅周辺地区 ・JR久留米駅西口地区 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法〔法第58条の2〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市建設部 都市計画課 都市計画チーム (30-9083) 	都市計画課
2	<ul style="list-style-type: none"> ・風致地区内における建築 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法〔都市計画法58条〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市建設部 都市計画課 都市計画チーム (30-9083) 	都市計画課
3	<ul style="list-style-type: none"> ①居住誘導区域外における住宅の建築等 ②都市機能誘導区域外における誘導施設（計画に位置付けられた医療・商業・金融施設）の建築等 ③都市機能誘導区域外における誘導施設（計画に位置付けられた医療・商業・金融施設）の休廃止 	<ul style="list-style-type: none"> ①都市再生特別措置法第88条第1項 ②都市再生特別措置法第108条第1項 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市建設部 都市計画課 都市計画チーム (30-9083) 	都市計画課
4	<ul style="list-style-type: none"> ・建築協定区域内における建築 ・上津・藤光ニュータウン（南ウイング）団地 ・アクアヴェルデ小森野 ・上津本山グリーンタウン ・上津二軒茶屋グリーンタウン ・ホームアルカディア宮ノ陣 ・大隈グリーンタウン ・久留米西田工業団地 ・カナディアンビレッジ東合川 ・ピースタウン国分 ・セキユレア花畑駅南 ・住まいるタウン津福 ・野中町エクゼタウン ・コモンステージ江戸屋敷 ・住まいるタウン上津 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法〔法第69条ほか〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市建設部 建築指導課 審査チーム (30-9089) ・地域住民で構成する建築協定委員会（各地域） 	建築指導課
5	<ul style="list-style-type: none"> ・田主丸地区、北野地区、城島地区、三瀨地区内に建築できる建築物の用途制限 ・田園居住地区 ・幹線沿道地区 ・産業集積地区 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法第49条の2 ・久留米市特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市建設部 建築指導課 審査チーム (30-9089) 	建築指導課
6	<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業区域内における建築 ※事業認可から換地処分公告がなされるまでの間 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理法〔法第76条〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市建設部 都市計画課 都市計画チーム (30-9083) 	都市計画課
7	<ul style="list-style-type: none"> ・河川区域内、河川保全区域内、河川予定区域内における建築 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川法〔法第26条〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・各河川管理者 	申請先、協議先：路政課 必要に応じて河川課と要協議
8	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統的町並み保存地区内における建築 	<ul style="list-style-type: none"> ・久留米市伝統的町並み保存条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・商工観光労働部 観光・国際課 (30-9137) 	観光・国際課

9	・埋蔵文化財包蔵地内における建築制限	・文化財保護法	・市民文化部 文化財保護課(30-9225)	文化財保護課
10	・農地転用	・農地法	・農業委員会事務局(30-9236)	農業委員会事務局
11	・農業振興地域内の農用区域内における開発行為の制限	・農業振興地域の整備に関する法律	・農政部 農政課(30-9163)	農政課

表4【その他】

番号	要件・規制事項	法令・地域等	関係機関	担当課
1	・建設リサイクル法届出 ・建築物の解体工事80㎡以上 ・建築物の新築・増築500㎡以上 ・建築物の修繕・模様替 1億円以上 ・土木工事等500万円以上	・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	・都市建設部 建築指導課 計画啓発チーム(30-9241)	建築指導課
2	・定期報告対象特殊建築物	・建築基準法〔法第12条〕	・都市建設部 建築指導課 審査チーム(30-9089)	建築指導課
3	・長期優良住宅の認定申請	・長期優良住宅の普及の促進に関する法律	・都市建設部 建築指導課 審査チーム(30-9089)	建築指導課
4	・低炭素建築物の認定申請	・都市の低炭素化の促進に関する法律	・都市建設部 建築指導課 審査チーム(30-9089)	建築指導課
5	・住まいの相談 (空き家の利活用、リフォーム、公的賃貸住宅の紹介、マンション管理についてなど)		・都市建設部 住宅政策課 住宅政策チーム(30-9139)	住宅政策課
6	・総合設計制度(容積率・斜線制限等の緩和)	・建築基準法〔法第59条の2〕	・都市建設部 建築指導課 審査チーム(30-9089)	建築指導課
7	・市道や法定外公共物(里道・水路)との官民境界 (北野・田主丸・三瀧・城島は各総合支所環境建設課) ・道路・水路敷の寄付及び用途廃止、購入 ・道路占用許可・法定外公共物使用許可 (排水管、橋架け等) ・道路工事施工承認・法定外公共物工事施工許可 (道路・水路等の構造物を扱う場合)		・旧久留米市:路政課(30-9076) ・田主丸町:田主丸総合支所環境建設課(0943-72-2156) ・北野町:北野総合支所環境建設課(78-3696) ・三瀧町:三瀧総合支所環境建設課(64-2672) ・城島町:城島総合支所環境建設課(62-2116)	路政課
8	・給水方式(直結直圧、直結増圧、貯水槽)方式の協議 ・給水管取出し口径及びメータ口径,加入金,手数料の協議 ・給水装置工事の申請・審査	・水道法、久留米市水道条例	・上下水道部 給排水設備課(30-8522)	給排水設備課
9	・ディスプレイに関すること		・上下水道部 給排水設備課(30-8522)	給排水設備課
10	・工場等工事計画書の届出 ・届出対象建築物 工場、倉庫又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供する建築物	・久留米市建築基準法施行細則第3条	・都市建設部 建築指導課 審査チーム(30-9089)	建築指導課
11	・施工状況報告書の提出 建築計画に伴い、敷地内にある全ての既存建築物が建築当時の基準に対して適法であることを確認できない場合(例 検査済証のない既存建築物が存在する)	・建築基準法第12条第5項、第6項	・都市建設部 建築指導課 審査チーム(30-9089)	建築指導課